

議会改革検討特別委員会

中間報告書

平成25年2月

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 特別委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 特別委員会開催日程・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4 ページ
- 4 協議事項体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 5 具体的事項の検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8 ページ
- 6 議会基本条例の制定の検討・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

1 はじめに

地方分権時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している今日、市議会が市民の代表機関として、地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は、今後さらに大きくなることが予想されます。市議会は、自治体の政策の立案や決定、事業の評価など、議論を尽くして決定する場ではありますが、政策が決定するまでの論点、争点の過程を公開することは、討論の場である議会の責務であります。

このような地方分権時代に対応した議会のあり方及び、議会機能の充実を図る方策等について、調査研究を行うため、平成 23 年 3 月 23 日に議会改革検討特別委員会が設置され、これまで 24 回にわたり検討を行ってきました。また、全国でも議会改革に先進的な取り組みを行っている自治体を調査し、検討する際の参考としております。

設置以来、2 年を経過した特別委員会ではありますが、現在までの検討結果並びに、今後の検討事項について報告します。

2 特別委員会の概要

① 特別委員会の名称 議会改革検討特別委員会

② 委員の定数 6 名

③ 付議事項

地方分権時代に対応した議会のあり方及び議会機能の充実を図る方策等についての調査研究

④ 委員（平成 25 年 2 月 12 日現在）

委員長	松本 修藏	副委員長	鈴木 浩己
委員	齋藤 寛之	委員	加藤與志男 (H23. 3. 23～H24. 2. 21)
委員	太田浩三郎 (H23. 3. 23～H25. 1. 18)	委員	片野 伸男
委員	石田 善秋 (H24. 2. 21～)	委員	杉崎 辰行 (H25. 1. 18～)

3 特別委員会開催日程

平成23年4月21日の第2回の特別委員会で、調査事項について協議を行い、先進市等の事例をもとに理想とする議会の姿から検討を始めました。理想とする議会の姿（ビジョン）を3つの視点でまとめ、そのビジョンを達成するために、具体的にどのような取り組みをしていけばよいかを「具体的事項」として分類しました。この「ビジョン」と「具体的事項」をまとめた「協議事項体系図（5ページ）」を作成したのち、個々の「具体的事項」の現状と課題を洗い出し、「ビジョン」を達成するためにどのように改善していく必要があるかを検討してきました。

(1) 特別委員会開催日

	日 程	議 題
第1回	平成23年3月23日（水）	・ 正副委員長の互選
第2回	平成23年4月21日（木）	・ 調査事項
第3回	平成23年4月28日（木）	・ 「理想とする議会の姿」
第4回	平成23年5月20日（金）	・ 「理想とする議会の姿」 ・ 具体的手法の検討
第5回	平成23年6月17日（金）	・ 自治基本条例（当局説明）
第6回	平成23年7月14日（木）	・ 具体的手法の検討 ・ 議会基本条例
第7回	平成23年7月29日（金）	・ 協議事項体系図 ・ 議会基本条例 ・ 今後の検討事項
第8回	平成23年8月26日（金）	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第9回	平成23年9月30日（金）	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第10回	平成23年10月21日（金）	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」

	日 程	議 題
第 11 回	平成 23 年 11 月 21 日 (月)	・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 12 回	平成 23 年 12 月 20 日 (火)	・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 「住民参加」
第 13 回	平成 24 年 1 月 20 日 (金)	・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 ・中間報告について
第 14 回	平成 24 年 2 月 14 日 (火)	・中間報告について
第 15 回	平成 24 年 4 月 4 日 (水)	・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 16 回	平成 24 年 4 月 24 日 (火)	・公平・公正で活発な議論のできる議会 「議員の政治倫理等の向上」 「政策立案機能の向上」
第 17 回	平成 24 年 5 月 21 日 (月)	・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」 ・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」 「執行機関の監視・評価の充実」
第 18 回	平成 24 年 6 月 25 日 (月)	・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」 「執行機関の監視・評価の充実」 ・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」
第 19 回	平成 24 年 7 月 23 日 (月)	・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」 ・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 20 回	平成 24 年 8 月 21 日 (火)	・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」 ・市民の代表として責任ある議会 「執行機関の監視・評価の充実」 ・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」

	日 程	議 題
第 21 回	平成 24 年 10 月 2 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 ・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」
第 22 回	平成 24 年 12 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 ・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」 ・自治基本条例策定の進捗状況 (当局説明) (議会基本条例との関係性について)
第 23 回	平成 25 年 1 月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 ・議会基本条例
第 24 回	平成 25 年 2 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会中間報告について

(2) 先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
平成 23 年 12 月 7 日 (火)	愛知県豊田市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営全般 ・議会改革 ・議会報告会 ・議会基本条例
平成 23 年 12 月 8 日 (水)	長野県松本市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革への取り組み ・議会報告会 ・議会基本条例 ・政策立案等の体制
平成 24 年 10 月 11 日 (木)	三重県亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営全般 ・議会映像インターネット配信 ・議会報告番組 ・予算決算委員会 ・議会基本条例の制定
平成 24 年 10 月 12 日 (金)	三重県四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例 ・反問権 ・通年議会 ・文書質問 ・その他の取り組み

4 協議事項体系図

議会基本条例の制定の推進

1 開かれた市民参加の議会

☆議会の情報公開を推進し、市民に見える議会とする。また、住民が議論に参加できる場づくりを推進する。

(具体的事項)

①見える化の推進

ア 議会だより、ホームページ、インターネット配信の検討

カ 休日、夜間議会の開催

イ 本会議での一般質問のあり方

キ 議案に対する議員の賛否の公開

ウ 議会傍聴の促進

ク 行政視察の報告の公開

エ 会議の公開基準の見直し

ケ 当局側の反問権の付与

オ 議会報告会の開催

コ 政務調査費の使途基準の見直し

②住民参加

ア 出前議会、住民会議の開催

イ 市民の直面している課題の調査

2 公平・公正で活発な議論のできる議会

☆市民の負託に応えるため、議員個々の能力を向上させ、自由な議論が行えるよう、公平・公正な議会運営に取り組むことができる仕組みづくりを推進する。

(具体的事項)

①議員の政治倫理等の向上

②政策立案機能の向上

ア 議員調査活動及び委員会調査活動のあり方

エ 議員間討議の導入

イ 議員研修会の開催

オ 第三者調査機関の積極導入

ウ 議員定数、議員報酬

3 市民の代表として責任ある議会

☆二元代表制として、市民本位の立場で、執行機関の監視・評価を適切に行うと共に、政策提言を行える仕組みづくりを推進する。また、事務局による議会活動支援事務の充実を図る。

(具体的事項)

①議会権能の強化

ア 議会事務局の充実

ウ 議長の議会招集権、通年議会の導入

イ 予算決算特別委員会の設置

②執行機関の監視・評価の充実

ア 政策評価の実施

5 具体的事項の検討

現在までに協議した内容のうち、特別委員会として結果の出た事案は、下記のとおりです。

(1) 開かれた市民参加の議会

①見える化の推進

ア 議会だより、ホームページ、インターネット配信の検討

(市議会だより)

具体的な検討は、市議会だより編集委員会にて行います。

(ホームページ)

現状のとおりとします。

(インターネット中継)

ライブ中継、録画中継ともに導入に向けて検討します。経費面も含め、今後検討を行っていきます。

イ 本会議での一般質問のあり方

本会議において市政をただすことが、議会の重要な責務であり、より市民にわかりやすくするため、一般質問を先に実施することにしました。

(平成24年6月定例会から実施)

ウ 議会傍聴の促進

傍聴者への配付資料に専門用語が入っている場合は、注釈を付けて説明を入れることを検討します。

エ 会議の公開基準

全員協議会と委員協議会は、正式な会議として条例に位置付けるよう検討します。

上記2つを含め、現在条例で定めている会議は、原則公開とします。

非公開とする場合のルールを検討していきます。

オ 議会報告会の開催

基本的には市民との意見交換を含めた報告会を開催していく方向としますが、具体的な報告内容、方法、導入時期については、今後の検討課題とします。

カ 休日・夜間議会の開催

導入している自治体の状況を調査しましたが、傍聴者が少ない状況が見受けられました。現在のところ導入はしませんが、費用対効果等の観点も踏まえ、他市の事例を調査していきます。

キ 議案に対する議員の賛否の公開

ホームページ、市議会だよりとともに各議員が、どの議案に賛成・反対したかを公開しました。

(平成 24 年 2 月定例会の審議結果から実施)

ク 行政視察の報告の公開

当市施策の参考とするための常任委員会、特別委員会の先進市の行政視察の報告書をホームページで公開するとともに、視察の概要を市議会だよりに掲載することとしました。

(ホームページ：平成 23 年 12 月以降に実施した視察を掲載)

(市議会だより：平成 23 年 9 月定例会号から実施)

ケ 当局側の反問権の付与

市長や市の職員が、議員側の質問に対して、論点・争点を明確にするため、反問権を設定しました。これにより、議員側の一般質問の内容と、当局側の答弁との食い違いを正すことができます。なお、当面は試行ということで、反問については、「質問の趣旨・内容の確認」のみの実施となります。

(平成 24 年 11 月定例会から実施)

コ 政務調査費の使途基準の見直し

基本的には現行どおりとします。

②住民参加

ア 出前議会、住民会議の開催

「議会報告会の開催」と併せて検討しました。

イ 市民の直面している課題の調査

政策提言の方法を検討していく中で、併せて検討しました。

(2) 公平・公正で活発な議論のできる議会

①議員の政治倫理等の向上

政治倫理の向上のため、議員の政治倫理条例を制定する方向で検討を進めます。

②政策立案機能の向上

ア 議員調査活動及び委員会調査活動のあり方

各常任委員会で課題や問題となっている事業を洗い出し、テーマを決めて調査を行うこととしました。また調査の途中で中間報告を行うとともに、全議員で調査テーマについて議論し合い、討議を交わすこととしました。設定したテーマの最終報告書は、提言書として当局へ提言することとしました。

(平成 25 年 2 月から実施)

- イ 議員研修会の実施
各常任委員会で調査を実施していく中で、内容に沿った研修会を開催することもできることとしました。
- ウ 議員定数、議員報酬
議員定数、議員報酬とも当面は現状どおりとしますが、今後具体的に議会改革を推進していく中で、取り組みの状況を踏まえ、再度検討することとします。
- エ 議員間討議の導入
各常任委員会での調査を実施していく中で、議員間討議を取り入れることとしました。
- オ 第三者調査機関の積極導入
議会改革にある程度取り組んでいく中で、改めて検討することとしました。

(3) 市民の代表として責任ある議会

① 議会権能の強化

ア 議会事務局の充実

事務局の人員については、当面現状どおりとします。しかし、今後の議会改革の方向によっては、政策提言、議会報告会、情報発信の強化など進めていく上で、事務局の担当割について、検討する必要があります。特に、地方分権による議会の権能拡大に伴い、法規等の専門職員が必要となる可能性があり、将来的な事務局への法規担当職員の配置について、当局へ要望することとします。

イ 予算決算特別委員会の設置

予算、決算に係る委員会の設置を今後検討していきます。委員会の構成や、議案の審査方法については、定例会の日程とも関連があることから、具体的な検討は今後進めていきます。

ウ 議長の議会招集権、通年議会の導入

地方自治法の改正により、臨時議会の招集権が議長にも付与されたため、当面は現状どおり、年4回の定例会とします。

② 執行機関の監視・評価の充実

ア 政策評価の実施

政策評価を実施します。具体的な評価方法については、今後詳細に検討していきます。

6 議会基本条例の制定の検討

現在までに検討を行ってきた事項及び、既に導入をしている事項について、将来に渡り議会の規範として明文化しておくためにも、議会基本条例の制定を検討していきます。

今後、当特別委員会において、議会基本条例の具体的な条文や、内容について検討を進めていき、平成 25 年度中には条例化をしていきたいと考えています。